

- 宿泊分野において、
 - ・ 特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関
 - ・ 登録支援機関（特定技能外国人の支援計画の全部の実施の委託を受ける場合）は特定技能協議会の構成員となることが義務付けられています。
- 協議会への入会、届け出事項の変更、退会の手続きについて、令和5年4月より、ポータルサイト「宿泊技能人材ポータル」からの電子申請も受け付けます。
なお、紙媒体での申請も引き続き可能です。

（ご参考）

- ・ 電子申請：宿泊技能人材ポータル <http://shukuhaku-jinzai.go.jp>
- ・ 紙媒体での申請：観光庁HPから様式をダウンロード、記入の上、観光庁観光産業課宛に郵送。

観光庁HP https://www.mlit.go.jp/kankocho/page06_000162.html

(参考) 宿泊分野特定技能協議会：電子申請入力画面

- 電子申請を行う場合、宿泊技能人材ポータルのトップページより、申請内容に応じ、それぞれのリンク先より申請を行う。

宿泊技能人材ポータル

日本の宿泊事業の担い手を育成・強化していきます。
即戦力となる地域の実践的な観光人材確保・育成事業

当事業について →

電子申請入力フォームの入口

宿泊分野特定技能協議会会員
登録・変更・退会申込フォーム

特定技能所属機関の方へ	登録支援機関の方へ
新規登録	新規登録
変更申請	変更申請
退会申請	退会申請

(参考) 宿泊分野特定技能協議会：入会通知書

- 特定技能所属機関、登録支援機関より新規入会申請があった場合には、観光庁で内容を確認後、構成員となることが認められる場合、下記の入会通知書をメール若しくは郵送にて送付。
- 特定技能協議会構成員であることの証明は、入会通知書をもって行う。

【特定技能所属機関：入会】

令和 年 月 日

(申請者) 殿

宿泊分野特定技能協議会

「宿泊分野特定技能協議会」の入会通知書

年 月 日付けで申請があった「宿泊分野特定技能協議会」の入会申請について、申請者を宿泊分野特定技能協議会の構成員としましたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 協議会構成員の名称
- 2 住所
- 3 代表者

【登録支援機関：入会】

令和 年 月 日

(申請者) 殿

宿泊分野特定技能協議会

「宿泊分野特定技能協議会」の入会通知書

年 月 日付けで申請があった「宿泊分野特定技能協議会」の加入申請について、申請者を宿泊分野特定技能協議会の構成員としましたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 協議会構成員の名称
- 2 住所
- 3 代表者

(参考) 宿泊分野特定技能協議会：変更通知書

○ 特定技能所属機関、登録支援機関より届け出事項の変更があった場合には、観光庁で内容を確認後、変更が認められる場合、下記の変更通知書をメール若しくは郵送にて送付。

【特定技能所属機関：変更】

令和 年 月 日

(申請者) 殿

宿泊分野特定技能協議会

「宿泊分野特定技能協議会」の変更通知書

年 月 日付けで申請があった「宿泊分野特定技能協議会」の変更申請について、下記のとおり変更いたしましたので通知します。

記

- 1 協議会構成員の名称：
- 2 住所：
- 3 代表者：
- 4 就業施設名：
- 5 就業施設住所：
- 6 支援計画の全部の実施を委託する場合、登録支援機関名および登録番号：
- 7 特定技能外国人の国籍・地域及び人数
- 8 担当者氏名及び電話番号
- 9 担当者電子メール

【登録支援機関：変更】

令和 年 月 日

(申請者) 殿

宿泊分野特定技能協議会

「宿泊分野特定技能協議会」の変更通知書

年 月 日付けで申請があった「宿泊分野特定技能協議会」の変更申請について、下記のとおり変更いたしましたので通知します。

記

- 1 協議会構成員の名称：
- 2 住所：
- 3 代表者：
- 4 担当者氏名及び電話番号：
- 5 担当者電子メール：
- 6 支援計画の全部の実施の委託元となる特定技能所属機関名：

(参考) 宿泊分野特定技能協議会：退会通知書

- 特定技能所属機関、登録支援機関より退会の申請があった場合には、観光庁で内容を確認後、退会が認められる場合、下記の退会通知書をメール若しくは郵送にて送付。

【特定技能所属機関：退会】

令和 年 月 日

(申請者) 殿

宿泊分野特定技能協議会

「宿泊分野特定技能協議会」の退会通知書

年 月 日付けで申請があった「宿泊分野特定技能協議会」の退会申請について、申請者の宿泊分野特定技能協議会からの退会を認めますので、下記のとおり通知します。

記

- 1 協議会退会申請者の名称：
- 2 住所：
- 3 代表者：
- 4 担当者氏名及び電話番号
- 5 担当者電子メール

【特定技能所属機関：退会】

令和 年 月 日

(申請者) 殿

宿泊分野特定技能協議会

「宿泊分野特定技能協議会」の退会通知書

年 月 日付けで申請があった「宿泊分野特定技能協議会」の退会申請について、申請者の宿泊分野特定技能協議会からの退会を認めますので、下記のとおり通知します。

記

- 1 協議会退会申請者の名称：
- 2 住所：
- 3 代表者：
- 4 担当者氏名及び電話番号
- 5 担当者電子メール